

令和 3 年度 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費について

○平成26年4月1日からの消費税率引き上げによる地方消費税交付金の増収分については、社会保障施策に要する経費に充当し、その用途を明示することになりました。

○令和3年度島牧村一般会計決算における社会保障施策に要する経費への充当状況は下表のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源化分)

20,303 千円

【歳出】地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

26,790 千円

表: 社会保障施策に要する経費

(単位: 千円)

| 区分 | 事業名 | 令和3年度 決算額 | 財源内訳 | | | | |
|------|-------------------|--------------|-------|-----|-----|------------------------|-------|
| | | | 特定財源 | | | 一般財源 | |
| | | | 国庫支出金 | 地方債 | その他 | 地方消費税交付金 (社会保障財源化分) | その他 |
| 社会福祉 | 社会福祉協議会 運営助成事業 | 26,790 | | | | 20,303 | 6,487 |
| 合計 | | 26,790 | - | - | - | 20,303 | 6,487 |